

令和5年度山形地方最低賃金審議会
第2回山形県自動車整備業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年9月26日（火）午前10時00分～午前11時10分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員9名

 公益 3名

 労働者側 3名

 使用者側 3名

 事務局 富田労働基準部長、高橋賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

 (1) 山形県自動車整備業最低賃金の改正について

 (2) その他

5 議事要旨

 (1) 労働者側より、自動車業界は売上が回復傾向にあること、自動車整備業の所定内賃金を隣県や東京都と比較すると低いこと、人材不足解消や若者を呼び込むための魅力ある産業にしていく等のために最低賃金の引上げを求めた。

 使用者側より、自動車整備業は企業規模が小さいこと、最近の自動車は自動ブレーキやコンピューター制御等デジタル化が進んでおり、現在整備工場はそれらに対応するために激変していること、令和6年10月よりOBD検査が始まることから、検査に必要な機器を導入するための設備投資をしないといけないこと等があり厳しい状況に置かれている旨説明がなされた。

 公労、公使の個別協議において、各側から金額提示があった。

 【労働者側】

 引上げ額 63 円、引上げ率 6.82%、改正金額 986 円

 【使用者側】

 引上げ額 22 円、引上げ率 2.38%、改正金額 945 円

 (2) 次回開催は、令和5年10月4日（木）午後1時30分。